

委託番号	7304
契約形態	業務委託

業務委託仕様書

- 1 件名 小荷物専用昇降機保守点検業務委託（小学校）
- 2 履行期間 令和5年(2023年)4月1日 から 令和6年(2024年)3月31日まで
- 3 履行場所 市内小学校15校（16基）
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容 別紙のとおり
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
 - (2) 契約締結後の問合せ先
草加市教育委員会 学校施設課 担当 則武
電話048（922）2643（直通）

業務委託内容

市内小学校に設置された小荷物専用昇降機の保守点検業務は、建築基準法第8条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に基づき、対象設備を正常かつ良好な運転状態を維持するため定期的に保守点検を行うものとする。

【点検項目と回数】

- ・保守点検回数 3か月に1回（年4回）
- ・総合点検 建築基準法第12条に基づく定期検査（年1回）

【点検施設】

- ・別添資料による。

【保守点検範囲】

共通事項

- ・運転状況、各部油廻り、各部の清掃

電気関係

- ・受電盤、制御盤、操作盤等（各種スイッチ、表示灯）、各部配線

作動機関係

- ・巻上げ機、ソラセ車、モーター、主ロープ、ガイドレール
- ・ガイドシュー等

制動機関係

- ・ブレーキ等

かご関係

- ・かご室周壁、床、積載荷重表示、常用禁止の表示

ドア関係

- ・内扉外扉の状況、ロック、安全棒、ハンガー、戸車、ドアロープ
- ・ドアレール

【作業時間】

- ・作業は、平日AM9：00～PM4：00を原則とする。

【作業従事者】

・小荷物専用昇降機点検従事者は、保守点検・総合点検の両方について、建築基準法第12条に基づく有資格者で、あらかじめ係員の承認を得た者とする。

【安全対策】

・作業は、安全対策を充分施して実施するものとする。

【緊急時の措置】

・作業中、設備に異常が認められたとき、また異常の連絡を受けたときは、速やかに現場に行き、臨機の措置を行うとともに係員に連絡し、その指示に従い復旧に努めなければならない。

【負担区分】

・作業に必要な工具類、消耗品及び報告用紙は、受注者の負担とする。
・軽微な修理については受注者の負担とし、その他については協議のうえ決定するものとする。

【消耗品等の常備】

・作業上必要な潤滑油、グリス、ウエス及び清掃用具等を常備しておくものとする。

【作業計画書】

・作業に先立ち、それぞれ計画書を作成し、係員の承認を受けたのち2部提出すること。
(作成に関し学校管理者とよく打ち合わせを行うこと。)
・作業計画書には作業従事者及び責任者、使用機器、日程表等を明示するものとする。

【提出書類】

・作業に先立ち、次のものを提出すること。
(1) 作業者名一覧表（作業責任者を明記すること。）
(2) 作業計画書

【報告書の提出】

・点検後、報告書として次のものを提出すること。
(1) 点検報告書・・・1部提出
(2) 総合点検報告書・・・1部提出

※ 各種点検終了後、点検項目の内容に従って明確に記入した報告書を、学校管理者確認押印のうえ、作業責任者が持参し、内容を詳細に説明して提出するものとする。なお、不備不良箇所が存する場合は、状況写真及び改修概算工事費を必ず提出すること。

(別添資料)

小荷物専用昇降機保守点検施設

【小 学 校】

No.	学 校 名	個数	所 在 地	メーカ-	停止階数
1	草加小学校	1基	住吉一丁目11番64号	富士エレベータ工業	3停止
2	新田小学校	1基	旭町六丁目12番11号	日本エレベータ製作所	3停止
3	瀬崎小学校	2基	瀬崎二丁目32番1号	①- (※) ②中央エレベータ工業	①3停止 (B棟) ②4停止 (C棟)
4	新里小学校	1基	新里町759番地	菱電エレベータ施設	3停止
5	花栗南小学校	1基	花栗四丁目3番1号	東和輸送機	3停止
6	八幡小学校	1基	八幡町65番地	タリフト	3停止
7	新栄小学校	1基	新栄四丁目959番地	- (※)	3停止
8	清門小学校	1基	清門三丁目37番地1	中央エレベータ工業	4停止
9	稻荷小学校	1基	稻荷五丁目11番1号	中央エレベータ工業	4停止
10	氷川小学校	1基	氷川町448番地	中央エレベータ工業	4停止
11	八幡北小学校	1基	八幡町1148番地	タリフト	4停止
12	長栄小学校	1基	長栄一丁目762番地	タリフト	4停止
13	青柳小学校	1基	青柳三丁目17番1号	中央エレベータ工業	3停止
14	小山小学校	1基	小山二丁目8番1号	中央エレベータ工業	4停止
15	両新田小学校	1基	両新田西町55番地	中央エレベータ工業	4停止

(※) 設置以降、複数回部品を交換しており、メーカー名は不明。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る

個人情報を書写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。